

北九州市議会における政務活動費の収支報告書等の閲覧に関する要綱

(平成13年3月28日議長決裁)
改正 平成19年3月29日議長決裁
平成23年3月22日議長決裁
平成24年11月29日議長決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、北九州市議会における政務活動費の交付に関する条例（平成13年北九州市条例第2号）第9条第4項の規定に基づき、政務活動費に係る収入及び支出の報告書並びに当該支出に係る領収書又は当該支出の事実を証する書類の写し（以下「収支報告書等」という。）の閲覧に関し必要な事項を定めるものとする。

(閲覧開始日)

第2条 収支報告書等の閲覧は、当該収支報告書等を提出すべき期間の末日から起算して60日を経過する日の翌日からすることができる。

(閲覧場所)

第3条 収支報告書等の閲覧を行う場所は、議会議事堂内の閲覧コーナーとする。

(閲覧時間)

第4条 閲覧時間は、午前8時30分から午後5時までとする。

(閲覧業務等を行わない日等)

第5条 北九州市の休日を定める条例（平成3年北九州市条例第2号）第1条第1項に規定する市の休日においては、収支報告書等の閲覧に関する業務は行わない。
2 議長が特に必要があると認めるときは、収支報告書等の閲覧に関する業務の全部又は一部を休止することができる。

(閲覧手続)

第6条 収支報告書等の閲覧の請求は、政務活動費収支報告書等閲覧請求書（別記様式）によるものとする。

(閲覧方法)

第7条 収支報告書等を閲覧する者（以下「閲覧者」という。）は、係員の指示に従い、収支報告書等を書架から自由に取り出して閲覧することができる。
2 閲覧が終了したときは、閲覧した収支報告書等を元の場所に戻さなければならない。

(閲覧者の遵守事項)

第8条 閲覧者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 収支報告書等は丁重に取り扱い、破損、汚損、又は加筆等の行為をしない

こと。

(2) 閲覧コーナーでは、音読、談話、飲食、喫煙等他の閲覧者の迷惑になる行為をしないこと。

2 議長は、前項の規定に違反した者に対して、閲覧を中止させ、又は閲覧を禁止することができる。

付 則

この要綱は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の北九州市議会における政務調査費の収支報告書等の閲覧に関する要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に交付する政務調査費について適用し、同日前に交付した政務調査費については、なお従前の例による。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。ただし、様式の改正規定は、同年 3 月 22 日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱（様式の改正規定を除く。）による改正後の北九州市議会における政務調査費の収支報告書等の閲覧に関する要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に交付する政務調査費について適用し、同日前に交付した政務調査費については、なお従前の例による。

付 則

(施行期日)

この要綱は、地方自治法の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 72 号）中地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 100 条第 14 項の改正規定の施行の日から施行する。ただし、第 2 条の改正規定については平成 25 年 2 月 1 日から施行する。

様式（第6条関係）

政務活動費収支報告書等閲覧請求書

年 月 日

北九州市議会議長 様

住 所 _____

氏 名 _____

北九州市議会における政務活動費の交付に関する条例第9条第2項の規定に基づき、収支報告書等の閲覧を請求します。